

地域計画における農地中間管理事業による
農地の貸借契約に係る申出書

〈市記載欄〉	
変更案公告日	令和 年 月 日
変更公告日	令和 年 月 日

(宛先) 阿南市長

私は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の変更に係る下記の事項について同意し、併せて、農地中間管理事業による農地貸借契約の相手方に説明のうえ了承を得ることを申出いたします。

【申出者】

申出日	年 月 日
フリガナ	
氏名 (自署又は 記名押印)	※団体は代表者の 職・氏名も記入
住所又は 所在地	〒
電話番号	
属性 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 貸付人 (農地所有者) <input type="checkbox"/> 借受人 (農地耕作者)
生年月日	年 月 日 ※団体は記入不要

【農地貸借契約の相手方】

フリガナ	
氏名 (記名可)	※団体は代表者の 職・氏名も記入
住所又は 所在地	〒
電話番号	
属性 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 貸付人 (農地所有者) <input type="checkbox"/> 借受人 (農地耕作者)

記

【同意、説明・了承事項】

- 1 農地中間管理事業による農地の貸借を実施する場合、地域計画及び目標地図への位置付けられる必要があること
- 2 市は、地域計画の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、地域計画事業の実施のために利用すること
- 3 市は、法令に基づく手続きとして、地域計画の実施に際して得た個人情報について、本人の同意を得ることなく、公告、縦覧をすること

(裏面に続く)

4 市は、本人の同意を得ることなく、農家台帳、特定作業受託契約等を参考に、地域計画及び目標地図を変更すること

5 市は、本人の同意を得ることなく、地域計画事業による地域の話合いや検討会での審査・検討並びに国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において情報を提供する場合があること

事業等 (注1)	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金、経営発展支援事業)、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業(スーパーL資金金利負担軽減措置)、担い手経営発展支援金融対策事業(スーパーL資金金利負担軽減措置)、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金(6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業)、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体、農地中間管理機構 等

6 地域計画とは

市では、これまで「人・農地プラン」を作成・実行してきましたが、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。

「地域計画」は、農業者や地域のみなさんの話合いにより策定される、将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域の話合いに基づきまとめる計画です。この地域計画は、「人・農地プラン」における「地域農業の将来の在り方」に加え、地域ごとの農地利用の「目標地図」を作成します。

7 目標地図とは

目標地図は、地域計画の中で、将来の地域農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図です。

8 農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱 第6-2(2)(抜粋)

「また、機構は、基盤法第22条の5の規定により、地域計画の区域内の農用地等について促進計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないこととなっています。したがって、当該農用地等について機構から賃借権の設定等を受ける者は、目標地図に農業を担う者として位置付けられる必要があります。」